

首都圏中央連絡自動車道
下総 I C ～大栄 J C T 間遮音壁工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 関東支社
つくば工事事務所

目 次

頁

1 . 工事概要.....	1
2 . 適用する共通仕様書.....	1
3 . 監督員、主任補助監督員の権限.....	1
4 . 配置技術者に関する事項.....	1
5 . 工事用地等に関する事項.....	2
6 . 土取場及び土砂仮置場に関する事項.....	2
7 . 関連施設その他との関係.....	3
8 . 工期に関する事項.....	4
9 . 作業日及び作業期間に関する事項.....	4
10 . 関連工事に関する事項.....	5
11 . 工程表及び履行報告に関する事項.....	6
12 . 工事用道路に関する事項.....	6
13 . 工事用材料に関する事項.....	7
14 . 貸与品に関する事項.....	8
15 . 残存物件の処理に関する事項.....	8
16 . 保安に関する事項.....	9
17 . 環境保全に関する事項.....	12
18 . 工事記録に関する事項.....	13
19 . 再生資源及び建設副産物に関する事項.....	13
20 . 部分使用に関する事項.....	13
21 . 現場環境改善に関する事項.....	14
22 . 三者協議会に関する事項.....	14
23 . 工事変更等検討会の設置.....	15
24 . 間接工事費の変更.....	15
25 . カーボンニュートラル推進工事.....	16
26 . 快適トイレ.....	17
27 . 熱中症予防に係る対策費用.....	18
28 . 工事細部に関する事項.....	20
29 . 補足事項.....	27

添付資料

様式－１	工程表
様式－２	工事履行報告
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	実績価格調査票
別添－３	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）

1. 工事概要

1-1 工事箇所 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道
(自) 千葉県成田市名木 (KP192+274)
緯度35° 51' 40" 経度 140° 23' 30"
(至) 千葉県成田市川上 (KP201+000)
緯度 35° 47' 20" 経度 140° 24' 30"

東関東自動車道水戸線
(自) 千葉県成田市十余三 (KP49+693)
緯度35° 48' 30" 経度 140° 23' 00"
(至) 千葉県成田市吉岡 (KP50+962)
緯度 35° 48' 40" 経度 140° 23' 50"

1-2 施工内容 総延長 約 10,000m
施工延長 約 200m

遮音壁工 1式

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。）第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-59	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」 (4) に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

首都圏中央連絡自動車道 坂東 I C から大栄 J C T

上記を通過する市町村 (坂東市、常総市、つくば市、牛久市、阿見町、稲敷市、河内町、神崎町及び成田市)

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」 に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は「位置図 (4)」 及び下表のとおりとする。なお、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	富里 I C 資材置場
使 用 用 途	資材置場として使用するもの
仮置き可能量	約100m ²
期 間	工事期間中

受注者は、敷地を使用する場合には、千葉管理事務所長に不動産貸付申請書 (様式-7) を提出するものとし、敷地の使用にあたっては、別途不動産貸付契約を千葉管理事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は有償 (117円/月・m²) とする。

6. 土取場及び土砂仮置場に関する事項

6-1 土取場

6-1-1 土取場の位置

土取場は「位置図 (2)」 及び下表のとおりとする。

番号	名 称	土取量 (本工事)	土代金	補償費	摘 要
1	沼田地区土取場	約100m ³	無償	無償	

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-1-2 土取場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土取場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	首都圏中央連絡自動車道 阿見東 I C ～神崎 I C 間附帯工工事	未 定	

6-1-3 土取場の施工計画

受注者は、土取場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-2 土砂仮置場

6-2-1 土砂仮置場の位置

土砂仮置場は「位置図 (2)」 及び下表のとおりとする。

番号	名 称	仮置土量	補償費	摘 要
1	土砂仮置場	約160m ³	無償	

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-2-2 土砂仮置場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土砂仮置場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	首都圏中央連絡自動車道 阿見東 I C ～神崎 I C 間附帯 工工事	未 定	

6-2-3 土砂仮置場の施工計画

受注者は、土砂仮置場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
成田市道芝昭栄線	成田市	KP196+364付近	
成田市道芝東霜田線	成田市	KP196+344付近	
首都圏中央連絡自動車道	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	下総 I C ～圏央成田 I C	
東関東自動車道	東日本高速道路(株) 千葉管理事務所	大栄 J C T	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
首都圏中央連絡自動車道 (KP196+061～KP198+817)	千葉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制 規制標識設置 平面図による
東関東自動車道 (KP49+693～KP50+962)	千葉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制 規制標識設置 平面図による

(3) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
光通信・メタル 通信ケーブル 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	KP196+164～KP196+364付近	埋設及び添架
引込柱	東日本高速道路(株)	KP196+300付近	

上表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)については、原則として発注者が行うものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 工期に関する事項

8-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-1-2「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することは要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

8-2 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

8-3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第 22 条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責に拠らず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

9. 作業日及び作業期間に関する事項

9-1 作業期間

共通仕様書 1-1-3「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
令和9年4月下旬～5月上旬の約10日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
令和9年8月中旬～8月下旬の約14日間		
令和9年12月下旬～令和10年1月上旬の約10日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

9-2 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

(1) 首都圏中央連絡自動車道

内外別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
内	下総 I C～圏央成田 I C	8：00～18：00 22：00～翌6：00	8：00～18：00 22：00～翌6：00

(2) 東関東自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
上・下	大栄 J C T	8：00～18：00	8：00～18：00

9-3 固定規制

下表に示すとおり高速道路本線の固定規制を予定している。なお、本固定規制は本工事にて行うものとする。

内外別	施工区間	時期	摘要
内	下総 I C～大栄 J C T	令和9年9月下旬～令和9年12月中旬	固定規制 (走行車線固定規制)

9-4 一般道の交通規制

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制を予定している。また、交通規制の時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制に要する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	期間	片側交互通行規制 可能時間帯	摘要
成田市道芝昭栄線	令和9年9月下旬	9：00～17：00	左記期間のうち 市道上作業が生じる日に実施

10. 関連工事に関する事項

10-1 契約書第2条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
千葉管内道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路㈱ 千葉管理事務所	㈱ネクスコ・メンテナンス関東
千葉管内施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路㈱ 千葉管理事務所	㈱ネクスコ東日本エンジニアリング
東関東自動車道 R7成田舗装工事	工事区間の近接	令和8年5月28日～ 令和9年11月18日	東日本高速道路㈱ 千葉管理事務所	大林道路㈱
首都圏中央連絡自動車道 阿見東 I C～神崎 I C 間 附帯工事	土砂仮置場・資材 置場の重複	未定	東日本高速道路㈱ つくば工事事務所	未定
首都圏中央連絡自動車道 つくば牛久 I C～牛久阿見 I C 間附帯工事	資材置場の重複	令和8年6月17日～ 令和11年7月30日	東日本高速道路㈱ つくば工事事務所	日鋪建設㈱

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
首都圏中央連絡自動車道 牛久阿見 I C～阿見東 I C 間附帯工工事	資材置場の重複	未定	東日本高速道路㈱ つくば工事事務所	未定
首都圏中央連絡自動車道 常総 I C～つくば中央 I C 間附帯工工事	資材置場の重複	令和8年8月18日～ 令和10年12月4日	東日本高速道路㈱ つくば工事事務所	奥村組土木興業 (株)
首都圏中央連絡自動車道 神崎大栄舗装工事	工事区間の近接	令和6年10月19日 ～令和9年7月5日	東日本高速道路㈱ つくば工事事務所	世紀東急工業(株)

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に千葉管理事務所で行う規制調整会議（毎週火曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

1 1. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-2 「工程表の提出」及び 1-19-3 「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあっては、報告不要とする。

（1）共通仕様書 1-19-2 「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
土工	盛土工B、構造物掘削 普通部A
遮音壁工（土工部）	遮音壁、遮音壁基礎ぐい
遮音壁工（橋梁部）	遮音壁、支柱落下防止装置、遮音壁用アンカーボルト
交通規制工	固定規制A、車線規制A、交通安全施設工
雑 工	上記以外の合計

（2）共通仕様書 1-19-3 「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 2. 工事用道路に関する事項

1 2-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図（2）・（3）」及び下表のとおりとする。

番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	散水・清掃等の維持	備考
①	県道25号土浦稲敷線	3.0 m	-	As舗装	無償	——	——	不要	既設
②	稲敷市道（江）3388号線	3.5 m	-	As舗装	無償	——	——	不要	既設
③	工事用道路 B 1	4.0 m (全巾)	約290m	砂利	無償	——	首都圏中央連絡自動車道 稲敷地区整備工事	不要	既設

番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	散水・清掃等の維持	備考
④	国道6号	3.5 m	約800m	As舗装	無償	——	——	不要	既設
⑤	県道274号牛久赤塚線	3.0 m	約200m	As舗装	無償	——	——	不要	既設
⑥	県道273号館野荒川沖停車場線	3.0 m	約200m	As舗装	無償	——	——	不要	既設
⑦	つくば市道5-6027号線	3.0 m	約1600m	As舗装	無償	——	——	不要	既設

なお、土運搬等による既設道路等への泥土持ち出し防止のための工事用車両の水洗い等については、本特記仕様書 1 2 - 2 に記載の「首都圏中央連絡自動車道 阿見東 I C ～神崎 I C 間附帯工工事」にて行う。

ただし、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 2 - 2 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 2 - 1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1 - 2 2 - 5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	工 事 名	受 注 者
①～③ ⑤～⑦	首都圏中央連絡自動車道 阿見東 I C ～神崎 I C 間附帯工工事	未 定
④～⑦	首都圏中央連絡自動車道 つくば牛久 I C ～牛久阿見 I C 間附帯工工事	日舗建設(株)
④～⑦	首都圏中央連絡自動車道 牛久阿見 I C ～阿見東 I C 間附帯工工事	未 定
④～⑦	首都圏中央連絡自動車道 常総 I C ～つくば中央 I C 間附帯工工事	奥村組土木興業(株)

1 3. 工事用材料に関する事項

1 3 - 1 社会情勢の変化に伴う費用の協議

1 3 - 1 - 1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、契約書第 2 6 条の適用対象外とする。

1 3-1-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、1 3-1-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものの除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第 2 6 条に基づき発注者に協議するものとする。

1 4. 貸与品に関する事項

1 4-1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	千葉管理事務所	規制を行う期間
車載式標識	車載用 L E D 標識	—	—	—
仮設防護柵	H 鋼置き式 H=約 0.8m、L=8m	168m	つくば J C T 資材置場 (つくば市梶内)	工事期間中

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	1 式	千葉管理事務所	工事期間中
標識等安全施設		1 式		

1 5. 残存物件の処理に関する事項

1 5-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式-3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法	備考
落下物防止柵	標準部及び摺付部 H=約 1.1m	12	m	発注者に引渡し 引渡し場所：つくば J C T 資材置場	撤去工 落下物防止柵
仮設防護柵	H 鋼置き式 H=約 0.8m、L=8m	168	m	発注者に引渡し 引渡し場所：つくば J C T 資材置場	交通規制工 固定規制 A

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

1 5-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 5-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者との別途協議し定めるものとする。

16. 保安に関する事項

16-1 安全管理の強化

16-1-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

16-1-2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

16-1-3 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

16-1-4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

16-1-5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての使用人等に対して指導を徹底するものとする。

1 6 - 1 - 6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 6 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 (1) 及び (4) に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

1 6 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 6 - 1 - 9 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に 2 5 t 吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工事事用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 6 - 2 交通規制等

1 6 - 2 - 1 高速道路等の交通規制

- (1) 高速道路等の交通規制は、本特記仕様書 9 - 2 ~ 9 - 3 及び道路交通法第 8 0 条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
- (2) 受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時またはその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

1 6 - 2 - 2 交通保安要員の配置

交通保安要員は、設計図及び本特記仕様書 2 8 - 5 の規定に示す配置種別、配置場所、配置人数、配置時間及び期間にて適切に配置するものとする（交通規制工に含む交通監視員は除く）。また、受注者は、共通仕様書 1 9 - 3 - 3 「交通規制計画」及び 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」において、交通保安要員の実施内容、安全対策、車両等の誘導方法について施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 6 - 2 - 3 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 6 - 3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1 - 6 1 「交通安全管理」 (5) における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1 6 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 6 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDD I ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 6 - 4 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
光通信・メタル通信ケーブル 電源ケーブル	東日本高速道路㈱	KP196+164～ KP196+364付近	埋設・添架による 近接施工	管理用 図面	可変速度規制 標識、非常電話等

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用について、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 6 - 5 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 6 - 5 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1. 2]（平成28年10月・東日本高速道路㈱関東支社）」（以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 5 - 2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」（以下「損傷事故防止監理者」という。）を定め、監督員に通知するものとする。

- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

1 6 - 5 - 3 架空線等上空施設の確認等について

- (1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
引込柱	東日本高速道路㈱	KP196+300 付近	近接施工 必要に応じて保護 (注意喚起旗等)	—	—

1 6 - 6 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当するものについてはその限りではないものとする。

- ・本特記仕様書 1 6 - 4 「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、1 6 - 5 「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策」の試掘に要する費用は、単価表の項目で支払を行うものとする。
- ・本特記仕様書 1 6 - 1 - 1 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 7. 環境保全に関する事項

1 7 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 7 - 2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 7 - 3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

1 7 - 4 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

18. 工事記録に関する事項

18-1 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書1-51-2「工事記録情報」において、受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

19. 再生資源及び建設副産物に関する事項

19-1 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
建設発生木材 (伐採木・除根材など)	伐開除根箇所 (土工部遮音壁設置箇所)	約 1.1 t	再資源化施設

(2) 再資源化をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
建設発生木材	(有)小嶋建材 小嶋 リサイクルセンター	茨城県稲敷郡河 内町長竿字荒地 5934-1	定休日：日曜日・会社指定日 受入時間：8:00～16:30

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

19-2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20. 部分使用に関する事項

20-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
下総IC～大栄JCT間の遮音壁	令和9年12月中旬	一般の用に供するため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。

- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

2 1. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 25 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	・環境対策の充実	工事現場周辺の生活環境への配慮等を実施するものとする。（カーボンニュートラルへの取り組みを除く）
現場環境改善 （営繕関係）	・現場休憩所の充実 （交通誘導警備員待機室を含む）	熱中症対策を目的として設置する設備等の費用は、本特記仕様書 27「熱中症予防に係る対策費用」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	・盗難防止対策	
地域連携	・社会貢献及び地域対策費等 （地域行事等の経費含む）	

2 2. 三者協議会に関する事項

2 2-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（1）下総IC～大栄JCT間の遮音壁設計

2 2-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

2 2-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 2 - 4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1 - 5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1 - 1 7 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 3. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4. 間接工事費の変更

2 4 - 1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 4 - 2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 4 - 3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から 1 4 日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式 8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から 1 4 日以内に間接工事費計画書（様式 8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

2 4 - 4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式 9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式10）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式11）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

24-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

24-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式8）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式8）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

25. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

25-1 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（1）～（5）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （1）本工事で行う取り組み
 - （2）次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
 - （3）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
 - （4）本工事において実施が確認できる取り組み
 - （5）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み
- なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 5 - 2 取り組みの提案及び加点评価対象の通知

(1) 受注者は取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添－3）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「2 5 - 1」に示す加点评価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 5 - 3 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

2 5 - 4 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

2 6. 快適トイレ

2 6 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

2 6 - 2 仕様

快適トイレは下表の（1）～（1 1）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（1 2）～（1 7）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（1 8）～（2 5）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（1）洋式（洋風）便器
	（2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（3）臭い逆流防止機能
	（4）容易に開かない施錠機能
	（5）照明設備
	（6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg以上とする）
付属品として備えるもの	（7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（9）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（10）鏡と手洗器
	（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

推奨する仕様、 付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り 配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮すること
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

2 6－3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 6－4 費用の取扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000円/基・月）を控除したうえで、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

2 7. 熱中症予防に係る対策費用

2 7－1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 7－2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１ 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

２７－３ 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

２７－４ 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

28. 工事細部に関する事項

28-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

28-2 土工

28-2-1 盛土工

(1) 種 別

共通仕様書2-7-1に規定する単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	内容	摘要
盛土工 B	1)位置図(2)に示す土取場から運搬した土砂を使用して盛土 2)盛土箇所の敷均し、締固め ※土工施工管理要領による品質管理規定：下部路体相当	土質区分 ・土砂：土砂B

なお、共通仕様書2-7-4 モデル施工は適用外とする。

また、土砂の積込みについては、本特記仕様書6-1-2に記載の「首都圏中央連絡自動車道 阿見東IC～神崎IC間附帯工工事」において行う予定であり、本工事の単価には積込み費用を含まない。

ただし、関連工事の施工時期その他の事情により条件変更が生じる場合は、監督員の指示によるものとし、必要な費用は監督員と受注者で協議して定める。

(2) 支 払

共通仕様書2-7-8に規定する支払は下記のとおりとする。

	単価表の項目	検測の単位
2-(5)	盛土工 B	m ³

28-2-2 構造物掘削

(1) 種 別

共通仕様書2-8-1に規定する単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	内容	摘要
構造物掘削 普通部 A	1)遮音壁土留板設置のための床掘 2)位置図(2)に示す土砂仮置場への運搬 3)土砂仮置場から施工箇所へ運搬し埋戻し 4)埋戻し箇所の締固め	土質区分 ・土砂：土砂B

なお、受注者の責に帰さない理由により、監督員が必要と認め掘削工法の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、この費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、埋戻し土砂の積込みについては、本特記仕様書6-2-2に記載の「首都圏中央連絡自動車道 阿見東IC～神崎IC間附帯工工事」において行う予定であり、本工事の単価には積込み費用を含まない。

ただし、関連工事の施工時期その他の事情により条件変更が生じる場合は、監督員の指示によるものとし、必要な費用は監督員と受注者で協議して定める。

(2) 支 払

共通仕様書2-8-11に規定する支払は下記のとおりとする。

	単価表の項目	検測の単位
2-(6)	構造物掘削	
	普通部 A	m3

2 8 - 3 遮音壁工

共通仕様書 1 8 - 3 「遮音壁工」の関連する項目に次を追加する。

2 8 - 3 - 1 事前調査

施工前に監督員の指示に従って事前調査（構造図、割付図の確認等）を行い、調査結果を監督員に報告し、割付図の変更を要する場合には、監督員に割付図を提出するものとする。なお、これらにより遮音壁構造が変更となる場合は、その費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 8 - 3 - 2 種別

共通仕様書 1 8 - 3 - 2 「種別」に下記を追加する。

(1) 遮音壁

単価表の項目	区分内容	備 考
I -P (A) (H=2m) M	1) 盛土斜面部 鋼管ぐい基礎型式（鋼管ぐい基礎は含まず） 2) 土留板固定に必要となるモルタルの施工（材料費等含む） 3) 遮音壁設置に必要となる移動足場費用	土留板：3枚
I -P (B) -1.5 (H=2m) M	1) 盛土斜面部（タイプ切替部） 2) 遮音壁設置に必要となる移動足場費用	支柱間隔：1.5m パネル勾配レベル用
I -P (C) -1.7 (H=2m) M	1) 盛土斜面部（タイプ切替部） 鋼管ぐい基礎型式（鋼管ぐい基礎は含まず） 2) 土留板固定に必要となるモルタルの施工（材料費等含む） 3) 遮音壁設置に必要となる移動足場費用	土留板：3枚 支柱間隔：1.7m
IV -O (A) -4 (H=1m) MI	供用橋梁部 支柱間隔 4 m	
IV -J -O (A) -4 (H=1m) MI	供用橋梁部 支柱間隔 4 m	橋梁伸縮部

注) Mは金属製遮音板標準型式、Iはアイボルト付きを示す。

(2) 支柱落下防止装置

単価表の項目	区分内容	備 考
HS-U	支柱壁高欄天端取付型式	

(3) 遮音壁基礎ぐい

単価表の項目	区分内容	備 考
鋼管ぐい(φ 406.4、t=6.4)	遮音壁用基礎ぐいの打ち込み	

2 8 - 3 - 3 施工

遮音壁工は「遮音壁施工管理要領」の規定によるものとし、施工は本線から行うものとする。

なお、設計図書に示す埋設管路の位置、管径及び土被りは想定であるため、受注者は試掘等により現地確認を行うものとする。確認の結果、土留板切欠き位置、切欠き形状又は切欠き数量に変更が必要となった場合は監督員と協議するものとする。

28-3-4 数量の検測

遮音壁工の数量の検測は、設計数量（m・箇所）で行うものとする。

28-3-5 支払

遮音壁の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれの契約単価でおこなうものとする。この契約単価には、鋼管ぐい基礎を除いて、設計図書及び監督員の指示に従って行う支柱の製作、運搬及び建込み、遮音板の製作、運搬及び設置、橋梁伸縮部遮音壁、タイプ切替部遮音壁等遮音壁の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

支柱落下防止装置の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の製作、設置等支柱落下防止装置の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

遮音壁基礎ぐいの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うぐいの製作、打込み等基礎ぐいの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
18- (5)	遮音壁	
	I -P (A) (H=2m) M	m
	I -P (B) -1.5 (H=2m) M	m
	I -P (C) -1.7 (H=2m) M	m
	IV-0 (A) -4 (H=1m) MI	m
	IV-J-0 (A) -4 (H=1m) MI	箇所
18- (8)	支柱落下防止装置	
	HS-U	箇所
18- (11)	遮音壁基礎ぐい	
	鋼管ぐい(φ406.4、t=6.4)	m

28-4 交通規制工

28-4-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

交通規制工の種別	区分内容	標準規制時間	摘 要
交通規制工 固定規制A	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、終日走行車線規制を行うもので、設計図に基づき実施するもの。	終日	
交通規制工 車線規制A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制を行うもので、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8：00～18：00 (9:00～17:00)	

- ①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③車線規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、車線規制Aに含むものとする。
- ④（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。
- なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間等が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-4-2 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19- (1)	交通規制工	
	固定規制A	回
	車線規制A	回

28-5 交通安全要員

28-5-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における交替 要員の計上(※1)	備考
交通監視員A1	09:00～17:00 (8:30～17:30)	無	
交通誘導警備員B1	09:00～17:00 (8:30～17:30)	無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通安全要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通安全要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

配置場所	交通安全要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	摘要
首都圏中央連絡自動車道 下総IC～大栄JCT ・固定規制A	・工事用車両出入口 交通監視員A1	1人	—	規制内の監視及び保守含む
成田市道芝栄線 ・片側交互通行規制	・規制箇所 交通誘導警備員B1	2人	—	—

なお、受注者の責によらず、交通安全要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-5-2 交通安全要員の配置

受注者は、共通仕様書19-4-3「交通安全要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

28-5-3 支払

共通仕様書19-4-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19- (2)	交通保安要員	
	交通監視員A1	人・日
	交通誘導警備員B1	人・日

28-6 遮音壁用アンカーボルト

(1) 定義

遮音壁用アンカーボルトとは、供用橋梁部の支柱壁高欄天端取付型式および壁高欄外側側面における支柱取付用アンカーボルトのアンカーボルト及びアンカー固定板をいい、使用するアンカーボルトには遮音壁施工管理要領の規定による防錆処理を施した材料を使用する。

(2) 種別

遮音壁用アンカーボルトの種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
遮音壁用アンカーボルト あと施工アンカーA	1)既設壁高欄の鉄筋探索 2)あと施工アンカーの削孔・注入	供用橋梁部

(3) 施工

遮音壁用アンカーボルトの施工は設計図書に基づき行うものとし、施工に先立ち施工計画書を提出し、監督員の確認を得るものとする。

(4) 数量の検測

遮音壁用アンカーボルトの数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

(5) 支払

遮音壁用アンカーボルトの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価でおこなうものとする。

この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の製作、設置等遮音壁用アンカーボルトの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特-(1) 遮音壁用アンカーボルト あと施工アンカーA	本

28-7 廃材処分

(1) 定義

廃材処分とは、設計書及び監督員の指示に従って不要材を処理することをいう。

(2) 種別

廃材処分の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
廃材処分 A	本工事の施工に伴い発生した建設発生木材の積込・再資源化施設への運搬・処分	積載量2t車を使用

(3) 施工

廃材処分の施工は、積込及び積荷の飛散防止対策等を行い、再資源化施設へ運搬、処分するものとする。

(4) 数量の検測

廃材処分の数量の検測は、仕上がり数量（t）で行うものとする。

(5) 支 払

廃材処分の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t当りの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不要材の積込、処理施設への運搬、処理等廃材処分の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特-(2) 廃材処分	
A	t

28-8 試掘工

(1) 定 義

試掘工とは、地下埋設物の位置、深さ、形状等を確認するため、設計図書及び監督員の指示に従い実施する人力による掘削、埋戻しを行う作業をいう。

(2) 種 別

試掘工の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
試掘工 A	1) 試掘箇所の掘削 2) 埋設物確認 3) 埋戻し	

(3) 施 工

試掘工は、埋設物管理者及び監督員との立会いのもと実施するものとし、施工結果は記録写真及び展開図等により整理し監督員へ提出するものとする。

なお、掘削深さ・幅が大幅に変更となった場合の費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

試掘工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

(5) 支 払

試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当りの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、埋設物確認、埋戻し等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特-(3) 試掘工	
A	箇所

28-9 撤去工

(1) 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、遮音壁の施工に際し支障となる防草シート及び落下物防止柵を撤去するもの。

(2) 種別

撤去工の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
撤去工 防草シート	1) 土工部遮音壁施工の際に支障となる防草シート (W=2m) の撤去 2) 現場内で再利用するため盛土工完了まで仮置き	仮置き場：芝高架橋A1 橋台付近
撤去工 落下物防止柵	1) 橋梁部遮音壁施工の際に支障となる落下物防止柵・支柱等の撤去 (L=12m) (大栄 J C T 側の平坦部端末支柱は存置) 2) 撤去に際し不要となる既設アンカー切断 3) つくば J C T 資材置場への運搬	

(3) 施工

撤去工の施工は設計図書に基づき行うものとし、施工に先立ち施工計画書を提出し、監督員の確認を得るものとする。

なお、撤去範囲に変更が生じた場合については、それに要する費用について監督員と協議するものとする。

(4) 数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量 (m²又はm) で行うものとする。

(5) 支払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれの契約単価でおこなうものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特-(4) 撤去工	
防草シート	m ²
落下物防止柵	m

28-10 復旧工

(1) 定義

復旧工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、撤去した防草シートの再設置を行うもの。

(2) 種別

復旧工の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
復旧工 防草シート	1) 芝高架橋A1 橋台付近に仮置きされた防草シートを設計図書に示す範囲に敷設	端部処理を施すものとする。

(3) 施工

復旧工の施工は設計図書に基づき行うものとし、施工に先立ち施工計画書を提出し、監督員の確認を得るものとする。

(4) 数量の検測

復旧工の数量の検測は、設計数量（m2）で行うものとする。

(5) 支 払

復旧工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2当りの契約単価でおこなうものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う復旧工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特-(5) 復旧工 防草シート	m2

2 8 - 1 1 交通安全施設工

(1) 定 義

交通安全施設工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、交通規制工の実施に必要な交通安全施設の設置・保守・撤去を行うもの。

(2) 種 別

交通安全施設工の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
交通安全施設工 A	1) チューブライト、自発光点滅灯、工事用看板、クッションドラム等の設置・保守・撤去	

(3) 施 工

交通安全施設工の施工は設計図書に基づき行うものとし、施工に先立ち施工計画書を提出し、監督員の確認を得るものとする。

なお、受注者の責によらず工事用看板等の数量に変更が生じた場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

交通安全施設工の数量の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

(5) 支 払

交通安全施設工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 式当りの契約単価でおこなうものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通安全施設工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特-(6) 交通安全施設工 A	式

2 9 . 補足事項

2 9 - 1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

(1) 交通規制工の追加及び変更する場合がある。

(2) 立入防止柵撤去工を追加する場合がある。

- (3) 遮音壁工施工箇所を追加する場合がある。
- (4) 遮音壁工施工方法の変更する場合がある。
- (5) 管理用扉を追加する場合がある。
- (6) 土留板の切欠幅等を変更する場合がある。
- (7) 試掘工実施箇所を追加する場合がある。
- (8) 交通安全施設工等の内容を変更及び追加する場合がある。

2 9 - 2 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

2 9 - 3 緊急時の協力業務

本工事期間中に千葉管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

2 9 - 4 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、E T C (Electronic Toll Collection System) が整備されているインターチェンジ等を E T C 無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 9 - 5 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添－２）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

2 9 - 6 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

2 9 - 7 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

以 上

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

（工事名）

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名
- 2 工事等場所
- 3 発生（受領）年月日
- 4 原因名及び原因発生年月日

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。
監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△
現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
2．原因別に一葉ずつ作成する。
3．写真を添付する。
4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

・Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積りいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－１２)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－１に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5) * (6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO₂ 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減される CO₂ 排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO₂ 排出係数(t/GJ) = ★★t	

(注) Kcube2 による提出とする。